

宜野湾市で事業を行っている（法人・個人事業主）の皆さまへ

問 税務課 償却資産担当

☎ 893-4411
(内線1843)

償却資産申告のお知らせ

市内で事業を営んでいる個人や法人の所有する**償却資産（土地・家屋以外の事業用資産）**は、固定資産税の対象となります。事業主の皆さまは、令和7年1月1日現在に所有している資産の申告を行ってください。

申告期間：令和7年1月6日(月)～1月31日(金)【土日、祝日を除く】

▶申告場所

市役所2階 税務課(償却資産担当)

▶申告手続きについて

申告は窓口でのご提出のほか、郵送またはeLTAX(エルタックス)でのご提出も可能です。郵送の場合、受付後の控えが必要な方は返信用封筒(切手貼付)を同封のうえ、以下まで送付してください。

「〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1
宜野湾市役所 税務課 償却資産担当」

※申告用紙は市ホームページからダウンロードできます。
(ダウンロードは市ホームページトップ申請書
ダウンロード⇒税務課より)また、郵送でのご
請求も可能です。必要な場合は、下記担当ま
でご連絡ください。



▶申告対象となる主な償却資産

- | | |
|-----------|--------------|
| ●パソコン | ●コピー機 |
| ●ルームエアコン | ●応接セット |
| ●内装・内部造作等 | ●陳列棚・陳列ケース |
| ●看板 | ●厨房用具、冷凍冷蔵庫 |
| ●LAN設備 | ●レジスター |
| ●太陽光発電設備等 | ●舗装路面などの外構工事 |



※廃業、解散、市外移転の場合も、必ずご提出ください。
※期限近くになりますと窓口が大変混雑します。お早めに
ご提出くださいますようご協力をお願いします。

事業主の皆さまへ 市税(固定資産税) 優遇措置制度のご案内

問 産業政策課 雇用企画係

☎ 893-4411
(内線2811・2812)

本市では、下記の業種のうち一定額以上の設備や機械等の増設・購入を新たに行った事業所は、その分の
固定資産税について**最大5年間の免除**を受けることができます。

市ホームページ▼



申請書提出期間：令和7年1月6日(月)～1月31日(金)【土日、祝日を除く】

*郵送の場合1月31日消印有効

令和4年4月1日沖縄振興特別措置法の改正により、課税
免除措置の適用を受けるためには、対象資産の取得・供用
開始の前に、県知事による措置実施計画の認定および主務
大臣の確認を受ける必要がありますので、「沖縄特区・地域
税制活用ワンストップ相談窓口」ホームページ等により、各
制度についてご確認下さい。

情報通信産業振興地域

- 【要件】 ●市内にて**1,000万円**を超える設備を新設または増設したもの
(事業用に限る) ●機械・装置、器具・備品については**100万円**
を超えるもの
- 【業種】 ●電気通信業 ●ソフトウェア業
●情報処理・提供サービス業
●インターネット不隨サービス業

産業イノベーション促進地域

- 【要件】 ●市内にて**1,000万円**を超える設備を新設または増設したもの
(事業用に限る) ●機械・装置、器具・備品については**100万円**
を超えるもの
- 【業種】 ●製造業 ●道路貨物運送業 ●倉庫業 ●卸売業
●デザイン業 ●自然科学研究所 ●電気業(要件あり)
●ガス供給業(要件あり)

観光地形成促進地域

- 【要件】 ●市内にて**1,000万円**を超える施設を新設または増設したもの
【対象施設】 ●スポーツ・レクリエーション施設(水泳場、トレーニングセンター
ー、テーマパーク等) ●教養文化施設(劇場、動物園、植物園、
水族館、文化紹介体験施設) ●休養施設(展望施設、温泉保
養施設、スパ施設等) ●集会施設(会議場施設、研修施設等)、
販売施設(要件あり)

国際物流拠点産業集積地域

- 【要件】 ●市内にて**1,000万円**を超える設備を新設または増設したもの
(事業用に限る) ●機械・装置については**100万円**を超える
もの
- 【業種】 ●倉庫業 ●特定の無店舗小売業 ●特定の機械等修理業
●製造業 ●航空機整備業 ●道路貨物運送業
●卸売業特定の不動産賃貸業

※制度の内容や手続きのご相談は、沖縄県産業振興公社「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」
(☎894-6377)をご活用ください。